

穴栗市行政改革大綱

(第一次)

平成18年3月

穴栗市

目次

1. はじめに	1
2. 策定の趣旨	2
3. 行政改革の理念と目標	3
4. 行政改革大綱等の期間及び進め方	4
5. 行政改革推進項目	5
6. 行政改革推進計画	9
7. 行政改革懇話会及び行革プロジェクト委員名簿	最終頁

ごあいさつ

宍粟市は、平成17年4月1日宍粟郡山崎町、一宮町、波賀町、千種町が合併し発足しました。播磨国風土記の時代より宍粟郡（しさはのこおり）をふるさととする郷土愛に育まれ、しそ森林王国に代表される豊かな自然にあふれた人情味あふれる地域です。私たちは、先人の培ってこられたこのふるさとをさらに発展させ、次代に引き継いでいかなければならない責任を有しています。

地方分権社会と相まって新生宍粟市の幕開けという新たなまちづくりのスタートラインに立ち、改めて地方自治の基本理念のもと、サービス精神と自治体経営に民間の感覚を取り入れ進めていくため、従来の発想にとらわれない行政改革の積極的な実践が特に重要であると認識しています。特に、これまでの国の施策を実行するための事業主体から、自らの資質と能力を高め、自己責任、自己決定を基本に住民の幸福のために企画立案していくことが重要なものとなってきます。

行政は、地域最大のサービス業であるとの大原則に依拠した施策展開を可能にしていくため、行財政基盤の健全化が大きな課題となります。4町合併は、まさしく自主自立した自治体運営を達成するために多くの住民の皆さんのご理解のもと成し遂げられたものです。

今回、この合併を期に、非常に厳しい財政状況ではありますが、職員一人ひとりの意識を改革し意欲と能力を高め、市民の皆さんに喜んでいただける宍粟市実現に向け最大限の努力をしてみたいと思います。

宍粟市行政改革大綱は、市民の皆さんの参画と協働により、貴重なご意見、ご提言、あるいはご批判のもと、これらの意見等を真摯に受け止め宍粟市の当面の改革についてまとめたものです。

この緑豊かな宍粟の地において、「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」の実現に、今後職員一丸となり不退転の決意を持ってまい進していきたいと存じます。どうか、これまでも増して市民の皆さんのご理解とご協力、そして参画をお願い申し上げます。

平成18年3月

宍粟市長 白谷 敏明

策定の趣旨

地方分権社会を勝ち抜く自治体“宍粟市”を目指し

『人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち』

まちづくりは、住民の参画と協働、すなわち行政が行うもの、住民が行うもの、そして行政と住民が協働して行うものに分担し互いの理解を一つにして進めていく時代となっています。

このため、行政に携わる者はこれまでの発想ではなく住民のニーズや時代のすう勢を十分把握し、専門性の向上や政策立案能力の向上などの能力開発、民間の手法を取り入れた行政運営などがますます求められてきます。

また、住民は地域づくりの基礎となる担い手として、地域の恵み（自然等）や知恵（人材、文化、産業等）といった資源を総合的に活用しながら、ふるさとを元気で魅力あるものとするための取組みを進めていく役割が求められています。

このような時代にあって、宍粟市は、スケールメリットを活かしたまちづくりを進めようと、平成17年4月に4町が合併し誕生しました。しかしながら、財政状況は、国の三位一体改革と相まって依然としてぜい弱であり、厳しい財政運営が続くものと予測されます。現下の状況において、宍粟市が持つ豊かな資源を活用し、未来にわたって光輝く郷土として住民が誇れるまちへと変貌していくための礎を、今、私たちは築いていかなければなりません。

このようなときこそ、行政改革の視点から、何が課題としてあり、何を改革し、将来に向かって何を目指していくのかを明らかにしていく必要があります。

私たちは、合併そのものが大きな行政改革であるとの考えのもと、第一段階を成し遂げました。今後、今回の合併を新たな行政改革の出発点と捉え、『人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち』を目指し、行政サービスの向上と子供たちに未来を託すことができる宍粟市実現のため、「宍粟市行政改革大綱（第1次）」を策定し推進します。

行政改革が求めるもの

①地方分権社会への対応

自治体は、自らの責任で社会経済情勢に柔軟かつ弾力的に対応できるよう行政体制の整備や施策展開を推進していかなければなりません。住民や民間に委ねる分野は委ねるという視点に宍粟市も着目し、住民の満足度の高いまちづくりの推進に向けては、これまでの行政主導のまちづくりではなく、その推進過程において住民の創意を反映していくことが重要であるため、住民の参画・協働のもと、住民福祉の向上と、豊かな資源を最大限活用したふるさとづくりを目指していきます。

②最少の経費で最大の効果を上げる行政運営の構築

旧4町は、高度経済成長の下で堅調な収入の伸びを背景に住民のさまざまなニーズを受け入れ、その結果、それぞれの財政規模は拡大し肥大化してきました。バブル経済が終えんして久しく、未だその時代の施策を引き継いでいるものも少なくない状況の中、効果・効率を上げ住民の皆さんに喜んでいただける行政運営を心がけ、思い切ったスクラップ（事務・事業の見直し、廃止等）、そして重点化したビルド（ニーズに即した事務・事業の創設等）など、住民の皆さんからいただいた貴重な税金等の財源を、効率的かつ効果的に活用し、最少の経費で最大の効果を上げる行政運営を目指していきます。

③行政体としての適正規模の追求及び職員改革等

「人・物・金・情報」といわれる行政資源があったとしても、それらを効率的に活用できる仕組み（組織・機構）がなければ質の高い行政サービスは提供できません。さらに、「物・金・情報」を的確に運用する能力を有した人（職員）が必要となります。

宍粟市は、合併により旧町の職員がそのまま市政に携わっております。今後、スケールメリットを活かすために類似団体と比較しながら職員を削減するとともに、宍粟市の特性を考慮しつつ組織・機構のスリム化、効率化を図りながら、住民の皆さんに分かりやすく、そして、迅速かつ的確に行政課題に対応していく専門性など、日々研鑽に努め、職員の資質の向上と住民に信頼される行政を目指していきます。

行政改革大綱等の期間及び進め方

①行政改革大綱等の期間

- (1) 行政改革大綱の推進期間は、平成18年度から平成27年度までの10年間を設定し、急激な状況等の変化に対応するため、必要があると認めるときは見直しするものとする。
- (2) 行政改革大綱に基づく行政改革推進計画は、平成18年度から平成22年度までの5年間を設定し、着実な行政改革の進展を図る。
- (3) 行政改革推進計画に基づく行政改革実施計画は、推進計画の項目を基本として毎年度当初に策定し、確実な行政改革の推進を図る。

なお、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」（平成17年3月29日総務事務次官通知）による集中改革プランの公表については、本行政改革大綱推進計画の内容に沿って、同計画中に平成22年4月1日における数値目標等を明示する方法で対応するものとする。

②行政改革の推進体制、進行管理等

- (1) 全庁的な行政改革の取組みを推進するため、「宍粟市行政改革推進本部」を庁内に設置して行う。また、行政改革大綱策定段階における「行革プロジェクト」を存続し、実施計画の具体的な取組み等の提言を行うとともに、職員への啓発にあたる。
- (2) 進行管理は、本大綱の目標の実現に向けて、具体的な取組みと実施年度を明らかにする行政改革実施計画を作成し、改革の推進を図る。
この実施計画は、毎年見直しを行い、国や県の動き、社会経済情勢等を的確に改革へ反映することとする。
なお、毎年度末において、改革の進捗状況や成果・課題等を広く市民に分かりやすい形で公表する。
- (3) 合併に伴う事務事業調整をはじめ本計画に明示していない改革を行う必要が生じたときは、「宍粟市行政改革推進本部」に諮り、新たに項目を追加していくこととする。

行政改革推進項目

（※具体的な推進項目を各中項目の末尾に記載しています。）

I 事務・事業の再編・整理、廃止・統合

社会情勢の変化、地方分権社会の進展等を踏まえ、行政の責任領域を改めて見直し、行政関与の必要性、行政目的、行政効率・効果等について不断の検証を行うほか、事務事業を評価するシステムを確立することにより、一層の廃止、縮小、統合等の見直しを行うこととする。また、これまでの発想を転換し、旧町では聖域とされていた小学校、中学校、幼稚園の統廃合の検討、イベントの整理統合の検討など不退転の決意で望むものとする。

NO	推進小項目
I-1	行政（政策・事業）評価制度の構築
I-2	し尿処理施設の機能の統廃合等
I-3	給食センター、火葬場等の統合及び機能集積検討
I-4	小学校・中学校・幼稚園の統廃合の検討
I-5	幼・保の一体化等あり方の検討
I-6	預かり保育・学童保育の見直し
I-7	消防団団員報酬・運営交付金・消防装備等の見直し
I-8	補助金、負担金等の整理合理化の検討
I-9	企業会計的手法による財政分析の導入及び財政状況の公表
I-10	委託料の見直し
I-11	納税奨励金の廃止及び前納報奨金の廃止
I-12	水道料金納付奨励金の廃止
I-13	公共工事等のコスト縮減
I-14	道路維持業務のあり方の検討
I-15	住民参画の推進
I-16	イベント等の整理・統合
I-17	障害者施設のあり方検討
I-18	協議会等の整理統合
I-19	市有財産の有効活用の推進
I-20	公用車の管理基準や使用基準等の作成
I-21	公用車台数の適正化及び軽四化

II 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）

行政運営コストの縮減と簡素で効率的な行政システムの確立を目指し、順次、民間委託の可能性を検討する。また、地方自治法の改正により公の施設にかかる管理運営主体の範囲が民間事業者にも拡大されたことにより、住民サービスの向上、行政コストの削減を図る目的で積極的に指定管理者制度導入を図るとともに、民営化できる可能性がある施設について、積極的な住民の参加で検討を行うものとする。

NO	推進小項目
II-1	公益法人・第3セクターの見直し
II-2	外郭団体との役割分担の明確化
II-3	指定管理者制度の導入
II-4	用務員業務の委託化等
II-5	市立保育所の民営化検討
II-6	施設管理業務委託の見直し
II-7	ごみ収集業務、し尿処理業務の民間委託

Ⅲ 定員管理の適正化

行政組織のスリム化を図り、簡素で効率化された市役所を目指していくことが、特に重要となっている。合併後における職員数は、類似団体と比較しても相当数上回っている状況にある。定員適正化計画に基づき、計画的な削減と将来を見越した新規採用の実施等住民の理解の得られる定数実態へと転換していく。あわせて、職員の意欲向上等のための対策として試験制度等の諸制度の導入に努めるものとする。

NO	推進小項目
Ⅲ-1	定員適正化計画の策定及び推進
Ⅲ-2	人事考課制度、人事評価システムの構築及び運用
Ⅲ-3	臨時職員等の削減
Ⅲ-4	退職勧奨制度の見直し
Ⅲ-5	経験者採用制度の導入
Ⅲ-6	昇任試験制度等の導入

Ⅳ 職員の能力開発

宍粟市となり行政区域が拡大したことと相まって、住民サービスの向上に向けての職員の資質の向上を図り、説明責任をますます発揮していかなければならない。本庁部門においては、より専門性を身に付けた職員の育成を図り、住民ニーズに依拠した施策の企画立案を積極的に行うことが求められ、市民局においては、総合行政の最前線としての対応が求められる。新たに、人材育成に関する基本方針を策定するとともに、職員の資質の向上に向けての諸制度の導入に努めるものとする。

NO	推進小項目
Ⅳ-1	人材育成に関する基本方針の策定及び推進
Ⅳ-2	職種等選択希望調書の導入
Ⅳ-3	若手職員のジョブローテーション制度の導入
Ⅳ-4	民間派遣研修制度の創設
Ⅳ-5	各種研修への積極的参加
Ⅳ-6	職員プロジェクト会議の活用
Ⅳ-7	職員提案制度の積極的活用
Ⅳ-8	接遇マニュアルの作成及び運用

Ⅴ 手当の総点検をはじめとする給与等の適正化

他の自治体における職員厚遇問題に端を発し、地方公務員給与等に対する住民の関心は深く、また非常に厳しい視線が寄せられている。

宍粟市では、特に給与、手当関係をはじめとして旧町の制度を引き継いだ状況にあり、内容改善のため、総点検を行い市民の納得が得られる基準とする。

NO	推進小項目
V-1	職員給与の適正化
V-2	特殊勤務手当等総点検の実施及び見直し・廃止
V-3	時間外・休日勤務の抑制
V-4	旅費・費用弁償の見直し
V-5	特別職・議会議員の報酬見直し
V-6	非常勤特別職の報酬見直し

Ⅵ 受益と負担の適正化

税は、市政運営の財源の根幹を成すものであり、新市のまちづくりに向けて欠くことができない収入である。収納率の向上対策を強化するとともに毅然とした対応に努めるための方策のルール化に努める。

また、受益者負担の原則に基づき、受益者に対しその受益に応じた一定の負担を求めることにより、サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性を確保するという観点から、近傍類似の施設との関連、整合を図りつつ、該当事業の対象経費コストを算定し、市費及び受益者負担割合の明確化を図る。

免除等については、本来的な負担の公平性が損なわれることのないよう政策的・特例的に真にやむを得ないものに限定すべきであるという観点から必要な見直しを行うこととし、負担の公平性を確保していくため、使用料・手数料、保険料、保育料等については、3年を目途に必要な見直しを行う。

NO	推進小項目
Ⅵ-1	市税等収納率向上のための対策推進
Ⅵ-2	滞納防止対策の強化と強制徴収等の厳正な手続きの促進
Ⅵ-3	目的税の適正運用
Ⅵ-4	使用料・手数料等の見直し
Ⅵ-5	国民健康保険税及び介護保険料の統一及び見直し
Ⅵ-6	幼稚園入園料・保育料及び保育所保育料の見直し
Ⅵ-7	給食費の見直し
Ⅵ-8	負担の公平と行政サービスの制限を検討
Ⅵ-9	分担金の見直し

Ⅶ 情報化の推進

行政情報の伝達方法、地域間情報格差の解消、地上波デジタル化、防災・災害情報等々、今日的なIT関連技術の進展に対応する環境整備として、当地では残念ながら住民の満足度は低いと言わざるを得ない。情報格差の是正や将来的な行政サービスの向上に向けた取組みは今後の自治体に大きく期待されており、地域の情報化や行政情報の電子化・事務事業のシステム化・ネットワーク化等を推進するものとする。

NO	推進小項目
Ⅶ-1	地域の情報化推進
Ⅶ-2	行政手続きの電子化の検討
Ⅶ-3	文書管理の適正化

Ⅷ 行政サービスの向上

行政に対する住民の評価は、窓口等の現場における職員の対応に左右される面が大きいことから、住民との接点における職員の対応の改善に努めるとともに、窓口の柔軟化等による住民の利便性の向上を図り、高品質の行政サービスの提供に努める。

また、行政情報の積極的な公開と公聴機能の充実等により、住民の理解に基づく確かな市政運営を可能とするとの観点から、個人情報の的確な保護に努める中で、住民の利便性の向上のためのシステム導入に努める。

NO	推進小項目
Ⅷ-1	窓口業務のサービス時間延長の導入
Ⅷ-2	個人情報保護の推進
Ⅷ-3	行政情報の積極的な公開
Ⅷ-4	広報公聴機能の充実
Ⅷ-5	工事情報(開札結果等)の積極的な開示
Ⅷ-6	公共交通システムの構築による利便性の向上
Ⅷ-7	公共料金の支払い方法の利便性確保

Ⅸ 組織・機構等の見直し

市民・各種団体等の声の的確に行政に届き、住民にとっても分かりやすい組織・機構とするとともに、実質的に事務事業を円滑に遂行できる簡素で効率的な組織・機構としなければならない。宍粟市においては、新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した施策を総合的・機能的に展開できるよう英断を持って組織・機構の見直しを行う。

NO	推進小項目
Ⅸ-1	行政組織・機構の見直し
Ⅸ-2	消防団組織の再編等の見直し
Ⅸ-3	議会議員の定数の見直し

行政改革大綱推進計画

I 事務・事業の再編・整理、廃止・統合	(1)
II 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）	(12)
III 定員管理の適正化	(17)
IV 職員の能力開発	(20)
V 手当の総点検をはじめとする給与の適正化	(25)
VI 受益と負担の適正化	(29)
VII 情報化の推進	(34)
VIII 行政サービスの向上	(36)
IX 組織・機構の見直し	(41)

(行政改革大綱推進計画)
「行革大綱推進計画」(別ファイル) 参照

行政改革懇談会・行政改革推進本部 行政改革プロジェクト委員名簿

【行政改革懇談会】

NO	氏名	
1	会長 船積通之	
2	副会長 鶴崎和宏	
3	秋田速三	
4	稲田勢津子	
5	稲田常実	
6	大坪安希子	
7	小椋清之助	
8	切山善博	
9	西尾公作	

(敬称略)

【行政改革推進本部】

本部長	白谷市長
副本部長	西川助役・清水収入役・中本教育長
本部員	小川山崎市民局長 小椋一宮市民局長 菅谷波賀市民局長 小松千種市民局長 福田企画部長 清水総務部長 岩崎福祉部長 山本産業部長 実友土木部長 中村水道局長 古川議会事務局 黒田教育次長 森谷消防長 中橋総合病院事務部長 釜田山崎市民局副局長 西山一宮市民局副局長 森本波賀市民局副局長 中田千種市民局副局長

【行政改革プロジェクト】

NO	氏名	所属及び職名	備考
1	座長 山下茂樹	総務部 財政課 副課長	
2	副座長 小田保志	山崎市民局 企画総務課 副課長	
3	書記 坂口和幸	総務部 総務課 課長補佐	
4	垣尾誠	企画部 企画調整課 副課長	
5	浅田雅昭	福祉部 地域福祉課 課長	
6	為木秀行	産業部 商工観光課 課長補佐	
7	石垣統久	土木部 建設課 主査	～9月末まで 坂井高誉
8	山根真人	水道局 水道課 係長	
9	高井秀人	会計課 係長	
10	伊藤次郎	教育委員会事務局 学校教育課 課長	
11	福井功	一宮市民局 企画総務課 課長補佐	
12	福元佳代	波賀市民局 企画総務課 係長	
13	平瀬忠信	千種市民局 市民生活課 副課長	
14	桑垣繁伸	消防本部 総務課 副課長	
15	後藤一三	総合病院 総務課 副課長	

事務局 企画部 政策推進課